

# 障害者虐待防止の取組の重要性について

令和6年度和歌山県障害者虐待防止研修

和歌山県障害福祉課

1

## 障害者がもつ驚くべき才能と能力

運営指導で年間90事業所訪問すると、障害者がもつ才能と能力に驚き

細かい作業が得意な障害者

パソコンが得意な障害者

アート(美術・工芸)に才能を発揮する障害者に出会う

作業が困難でも、音楽や創作活動を楽しみ、いきいきした表情の利用者に出会う

2

# 障害者の人格尊重とは

○障害者総合支援法第42条第3項

「指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、(中略)障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」

「障害者の人格尊重」とは？

障害者の笑顔と生き生きした表情を引き出すこと

障害者の才能・能力を伸ばし、それを活かすこと

障害児の情緒面の発達を引き出すこと                      など

障害者の人格を尊重した支援 ➡ 職員自身の人間性も成長させる

3

## 脅かされる障害者の人格 ＜年々増加する障害者虐待＞

### 養護者による障害者虐待件数

(全国の状況、厚生労働省調査)

相談・通報件数	7,337(R3) ➡ 8,650(R4) ➡ 9,972(R5)
虐待判断件数	1,994(R3) ➡ 2,123(R4) ➡ 2,283(R5)
被虐待者数	2,004(R3) ➡ 2,130(R4) ➡ 2,285(R5)

いずれも  
過去最高

4

## しつけと体罰

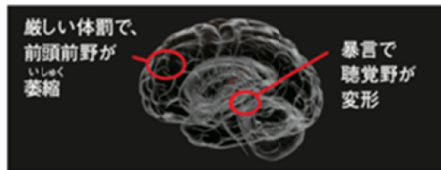
### しつけとは

子供の人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子供をサポートして社会性を育む行為

### 体罰とは

子供の身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為

#### ●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



・厳しい体罰により、前頭前野(社会生活に極めて重要な脳部位)の容積が19.1%減少  
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)

・言葉の暴力により、聴覚野(声や音を知覚する脳部位)が変形  
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

提供：福井大学 友田明美教授

9

5

## 年々増加する障害者虐待

### 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待件数

(全国の状況、厚生労働省調査)

いずれも  
過去最高

相談・通報件数	3,208(R3) ➡ 4,104(R4) ➡ 5,618(R5)
虐待判断件数	699(R3) ➡ 956(R4) ➡ 1,194(R5)
被虐待者数	956(R3) ➡ 1,352(R4) ➡ 2,356(R5)

6

## 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待件数内訳(R5)

### 虐待類型(複数回答あり)

身体的虐待51.9% 心理的虐待48.0%

性的虐待11.0% 経済的虐待8.1% 放置・放棄6.9%

### 事業所種別

共同生活援助28.3% 障害者支援施設20.4%

生活介護12.7% 放課後等デイサービス12.2% など

7

## 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の例(R6)

### 事例1(身体的虐待及び心理的虐待)

- ・おやつとトイレへの誘導時の車椅子への移乗にあたり、嫌がる利用者に暴言を吐きながら強引に移乗させようとした際に、擦り傷が発生

### 背景

- ・利用者の体がこわばり拒否反応を示しているのに、職員がムキになり、力づくで車椅子に移乗させようとした。
- ・職員は、以前から他の利用者に不適切な支援をしていた。

8

## 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の事例(R6)

---

### 事例2(身体的虐待及び放棄・放置)

- ・入浴中に大声を出し、頭をかきむしるなど不穏状態になった利用者の口を職員が手でふさいだ。
- ・多飲水の性質をもつ同利用者の入浴中、ほぼ見守りを放置(90分間)

### 背景

- ・ひとりよがりの支援(「口を手でふさがないと落ち着かない」)
- ・入浴時の支援方法が共有されていない

9

## 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の事例(R6)

---

### 事例3(身体的虐待)

- ・テンションが上がり、大声を出し、足をバタバタさせ、机をたたくなど不穏になった利用者2名を職員が建物の外に締め出した。
- ・「入れて、入れて」と利用者は泣き叫んだ。
- ・もうひとりの職員は、利用者の締め出しを黙認した。

### 背景

- ・従来からクールダウンのため、職員とともに利用者が外に出ることはあったが、班の職員が1名辞めて、補充がないまま運営し、心に余裕をなくす。

10

## 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の事例(R6)

### 事例4(身体的虐待)

- 1 障害者支援施設で、職員が大声を出していた利用者の目と口を養生テープでふさぎ、その行為を携帯電話で撮影し、画像を同僚職員に送信した。
- 2 ほかに、同職員が複数の利用者に対して、叩く、蹴る、部屋に押し込めるなどの行為を繰り返していた。
- 3 複数の同僚職員がそれらを目撃していたにもかかわらず、上司等に報告せず、結果として施設長の確認や市町村への通報が遅れた。

11

## 他府県における施設従事者による利用者虐待

### (株)恵が運営するグループホームの食材費過大徴収等(愛知県等)

- ・食材費として月2万5千円徴収されているのに、実態は1日100円程度
- ・ある日の昼食は、レトルト食品の丼の半分
- ・従業員は本社に改善を訴えるも、金が下りてこない
- ・経験の少ない従業員を雇い、排せつ物が部屋に放置される事態も
- ・利用者からは笑顔が消え・・・
  
- ・報酬も過大請求するなど、福祉を食い物に・・・

各地で指定取消 ➡ 別会社に事業承継

12

## 悪用されるLINE（他府県及び本県）

障害者を嘲笑

- ・利用者が排せつする様子を職員が携帯電話で撮影し、グループLINEに掲載（ふざけて行った。）・・・千葉県の実業所
- ・利用者の目と口を養生テープでふさぎ、その様子を携帯電話で撮影して同僚職員にLINEで送信（ふざけて行った。）・・・本県（再掲）

一線を越えた  
職員と利用者の関係

- ・職員が利用者をLINEで呼び出し、車中でキス・・・本県（R5）
- ・職員が利用者にLINEで卑猥なメッセージを送信・・・本県（R5）

13

## 虐待の発生要因

### ○市町村職員が判断した虐待の発生要因（R5厚労省調査より）

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
職員のストレスや感情のコントロールの問題	55.6%
倫理観や理念の欠如	54.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%

→管理者、サービス管理責任者等にとっては、一般職員への虐待防止研修・身体拘束等適正化研修だけでなく風通しのよい職場になっているかストレスを抱える職員へのフォローが行き届いているか点検・確認してください。

14

## 虐待が発生しやすい事業所の問題点

- ① チームワークの欠如(意見が言い合えない、支援方針に基づかないひとりよがりの対応)
- ② 管理監督者による風通しのよい職場づくりの意識欠如
- ③ 利用者一人ひとりの特性等への理解不足
- ④ 施設職員としての自覚・倫理観の欠如
- ⑤ 専門的知識、支援技術・スキルの不足
- ⑥ 支援の密室性
- ⑦ 職員の精神状態(疲弊感、無力感)
- ⑧ 不適切と「思われる」支援に対して見て見ぬふり

15

## 虐待防止対策に係る事業者の義務

### 虐待防止

#### ①虐待防止委員会の開催

未実施減算あり

→虐待防止委員会を定期的を開催し(年に1回以上)、その結果を従業者に周知徹底すること。

#### ②虐待防止研修の実施(年に1回以上)

#### ③虐待防止担当者(責任者)の設置

\* 虐待防止委員会は後述の身体拘束適正化委員会と一体的に開催可。

\* 事業所単位でなく、法人単位での開催可(法人規模に応じて選択)。

\* 委員会は管理者、サービス管理責任者等、その他の委員から構成され、利用者家族、外部の有識者を加えることが望ましい。

16



## 身体拘束の適正化に係る事業者の義務

### ①身体拘束適正化(検討)委員会の開催

未実施減算あり

→**身体拘束適正化委員会**を定期的を開催し(年に1回以上)、その結果を従業者に周知徹底すること。

### ②身体拘束等適正化指針の策定

### ③身体拘束等適正化研修の実施(年に1回以上)

- \* 身体拘束等とは、身体拘束及びその他利用者の行動を制限する行為。
- \* 身体拘束適正化委員会は前述の虐待防止委員会と一体的に開催可。
- \* 事業所単位でなく、法人単位での開催可(法人規模に応じて選択)
- \* 委員会は管理者、サービス管理責任者等、その他の委員から構成され、医療職(医師・看護師等)、外部の有識者を加えることが望ましい。

17

## そもそも、身体拘束は下記の場合を除き、原則禁止

<緊急やむを得ない場合のみ可 ※以下のすべてを満たすこと>

- ①**切迫性**:利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が高い。
- ②**非代替性**:身体拘束等を行う以外に代替する方法がない。
- ③**一時性**:身体拘束等が一時的であること。

<やむを得ず、身体拘束を行う場合に必要な手続き>

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ②本人及び家族への十分な説明(了承)
- ③必要な事項の記録(態様、時間、利用者の心身の状況、理由等)

18

減算があるから虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会・研修を開催



障害者の人権・人格を守るという能動的な意識をもって委員会・研修を開催

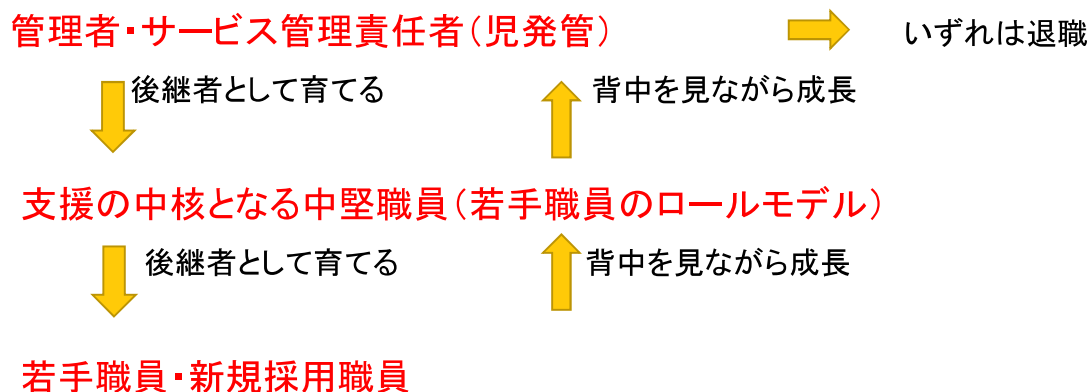
各事業所に最低1冊は

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」  
を備えてください。

改訂の都度、県から送付していますが、  
厚生労働省のホームページからもダウンロードできます。  
(最新のもののは令和6年7月改訂版)

19

あなたの事業所は、人材育成に力を入れていますか？



20

## あなたの事業所は、外に開かれていますか？

---

- 1 家族・保護者に開かれていますか？（見学会や交流行事など）
- 2 地域に開かれていますか？（地域住民も参加しての行事、見学会など）
- 3 第三者に開かれていますか？  
評議員、監事や第三者委員に見学や評価してもらう機会を設けているか  
他法人事業所からの見学の受け入れ、他法人事業所の見学など実施しているか

21

## 演習の意義

職員は、自分が属する法人の文化・支援方法を基準に考えがち



同じ班になった縁を大切に

演習(事例研究)を通じて、他法人の職員の考え方を知り、議論を深める

---



自身の事業所に成果を持ち帰り、職員全体のレベルアップを図る

22